議案第27号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年(2018年)2月14日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例

宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条中「それぞれ」を削る。

第2条の4第2項中「都市公園法施行令(」の次に「昭和31年政令第290号。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(公園令第8条第1項の地方公共団体の条例で定める割合)

第2条の5 公園令第8条第1項に規定する地方公共団体の条例で定める割合は、

100分の50とする。

第4条第1項、第6条、第13条、第16条及び第18条中「一に」を「いずれかに」 に改める。

第19条第1項中「滅失、損傷又は殺傷した」を「滅失し、又は損傷した」に改める。

第20条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第11条関係)

種別		区分	単位	金額	
法第5条第1項	設置の場	休憩所、売店その他こ	月額	1平方メートル	650円
の規定による	合	れらに類するもの			以上
公園施設	管理の場	休憩所、売店その他こ	月額	1平方メートル	1,300円
	合	れらに類するもの			
法第6条第1項	電柱、支柱	主、支線柱及び支線	年額	1本	4,644円
又は第3項の	電気事業者が電線を添架する電話		年額	1本	3,096円
規定による占	柱				

用		電話支柱、電話支線柱及	年額	1本	2,412円
	び電話す	て線			
	認定電気	気通信事業者が電話線その	年額	1本	1,608円
	他の線類	頁を添架する電柱又は電話			
	柱				
	その他の)柱類	年額	1本	180円
	変圧塔る	その他これに類するもの及	年額	1基	4, 164円
	び公衆電話所				
	共架電線	泉その他上空に設ける線類	年額	1メートル	24円
	地下に影	设ける電線その他の線類	年額	1メートル	24円
	地上に影	设ける変圧器	年額	1基	1,692円
	地下に影	设ける変圧器	年額	1平方メートル	1,548円
	郵便差出	出箱及び信書便差出箱	年額	1基	1,548円
	地下埋	外径が0.07メートル未満	年額	1メートル	120円
	設物	のもの			
		外径が0.07メートル以上			156円
		0.10メートル未満のもの			
		外径が0.10メートル以上			240円
		0.15メートル未満のもの			
		外径が0.15メートル以上			312円
		0.20メートル未満のもの			
		外径が0.20メートル以上			468円
		0.30メートル未満のもの			
		外径が0.30メートル以上			624円
		0.40メートル未満のもの			
		外径が0.40メートル以上			1,092円
		0.70メートル未満のもの			
		外径が0.70メートル以上			1,548円
		1.00メートル未満のもの			

	外径が1.00メートル以上			3,096円
	のもの			
マンホー	ールその他これに類するも	年額	1平方メートル	3,444円
0				
地下埋設	设管への共同収容ケーブル	年額	1メートル	84円
鉄道、東	れ道その他これらに類する	年額	1平方メートル	3,444円
もの				
日よけ、雨よけその他これらに類		月額	1平方メートル	129円
するもの				
通路その)他これに類するもの	年額	1平方メートル	2,904円
露店、商	商品置場その他これらに類	月額	1平方メートル	536円
するもの				
標識類	乗合自動車停留所標識	年額	1本	2,244円
	標柱及び標識類	月額	1本	287円
工事用	地上占用物件	月額	1平方メートル	536円
板囲、	上空占用物件	月額	1平方メートル	242円
足場及				
び工事				
用材料				
置場並				
びに落				
下防止				
柵その				
他これ				
らに類				
するも				
0				
その他の)もの	月額	1平方メートル	536円
			又は1メートル	

第4条第1項各	行商、募金、出店その他これらに	日額	1平方メートル	650円
号に掲げる行	類する行為			
為	業として行う写真の撮影	日額	1人	1,949円
	業として行う映画の撮影	日額	1回	7,777円
	興行	日額	1平方メートル	517円
	競技会、展示会、博覧会、集会そ	日額	1平方メートル	383円
	の他これらに類する催し			

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成31年3月31日までの間、施行日前に法第6条第1項又は第3項の 規定による許可を受けた者の施行日以後に引き続く当該許可に係る占用物件による占 用についての別表第2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

法第6条第1項又は第3項の規定による占用の部電柱、支柱、支線	4,644円	3,960円
柱及び支線の項		
法第6条第1項又は第3項の規定による占用の部電話柱、電話支	2,412円	2,016円
柱、電話支線柱及び電話支線の項		
法第6条第1項又は第3項の規定による占用の部地下埋設物の款外	240円	230円
径が0.10メートル以上0.15メートル未満のものの項		
法第6条第1項又は第3項の規定による占用の部地下埋設物の款外	312円	273円
径が0.15メートル以上0.20メートル未満のものの項		
法第6条第1項又は第3項の規定による占用の部地下埋設物の款外	624円	532円
径が0.30メートル以上0.40メートル未満のものの項		
法第6条第1項又は第3項の規定による占用の部地下埋設物の款外	1,548円	1,368円
径が0.70メートル以上1.00メートル未満のものの項		

法第6条第1項又は第3項の規定による占用の部地下埋設物の款外	3,096円	2,664円
径が1.00メートル以上のものの項		
VI bits of bits of the off on the off of the	0.444	0.004
法第6条第1項又は第3項の規定による占用の部マンホールその他	3,444円	2,664円

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、施行日前に法第6条第1項 又は第3項の規定による許可を受けた者の施行日以後に引き続く当該許可に係る占 用物件による占用についての別表第2の規定の適用については、同表第2法第6条 第1項又は第3項の規定による占用の部マンホールその他これに類するものの項中 「3,444円」とあるのは「3,196円」とする。